

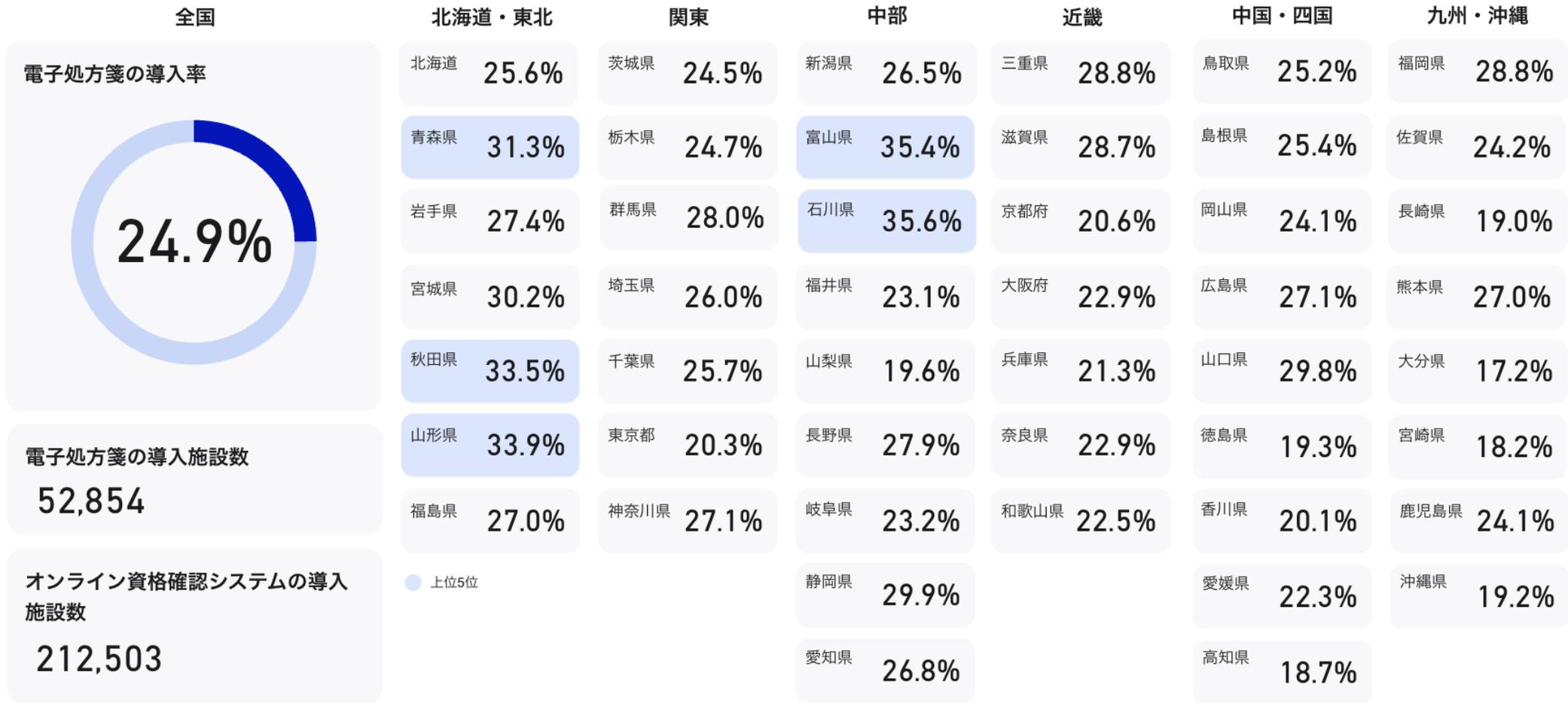
電子処方箋対応薬局の現状

金沢市薬剤師会 専務理事

伊藤昭一

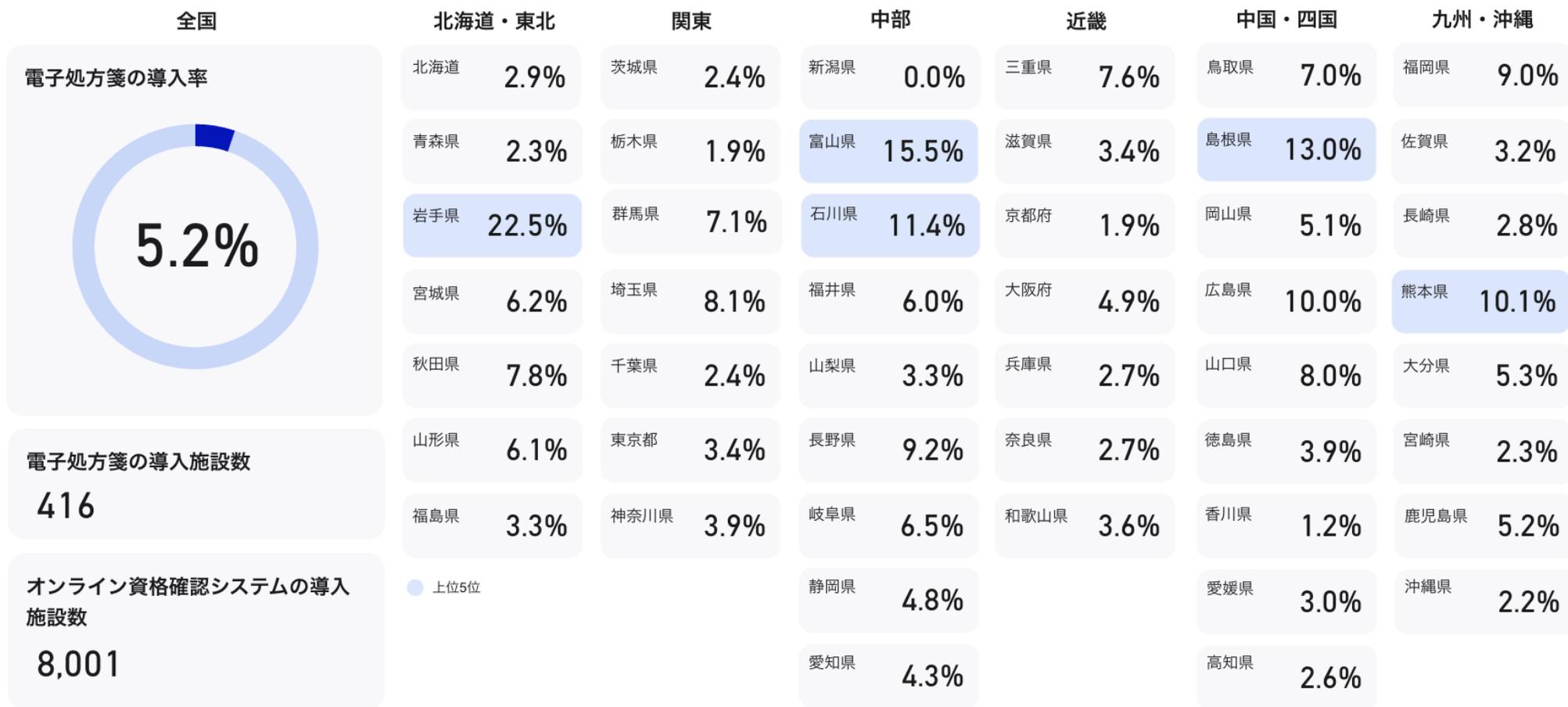
都道府県毎の電子処方箋の導入状況

- すべての施設
- 病院
- 医科診療所
- 歯科診療所
- 薬局



都道府県毎の電子処方箋の導入状況

- すべての施設
- 病院**
- 医科診療所
- 歯科診療所
- 薬局

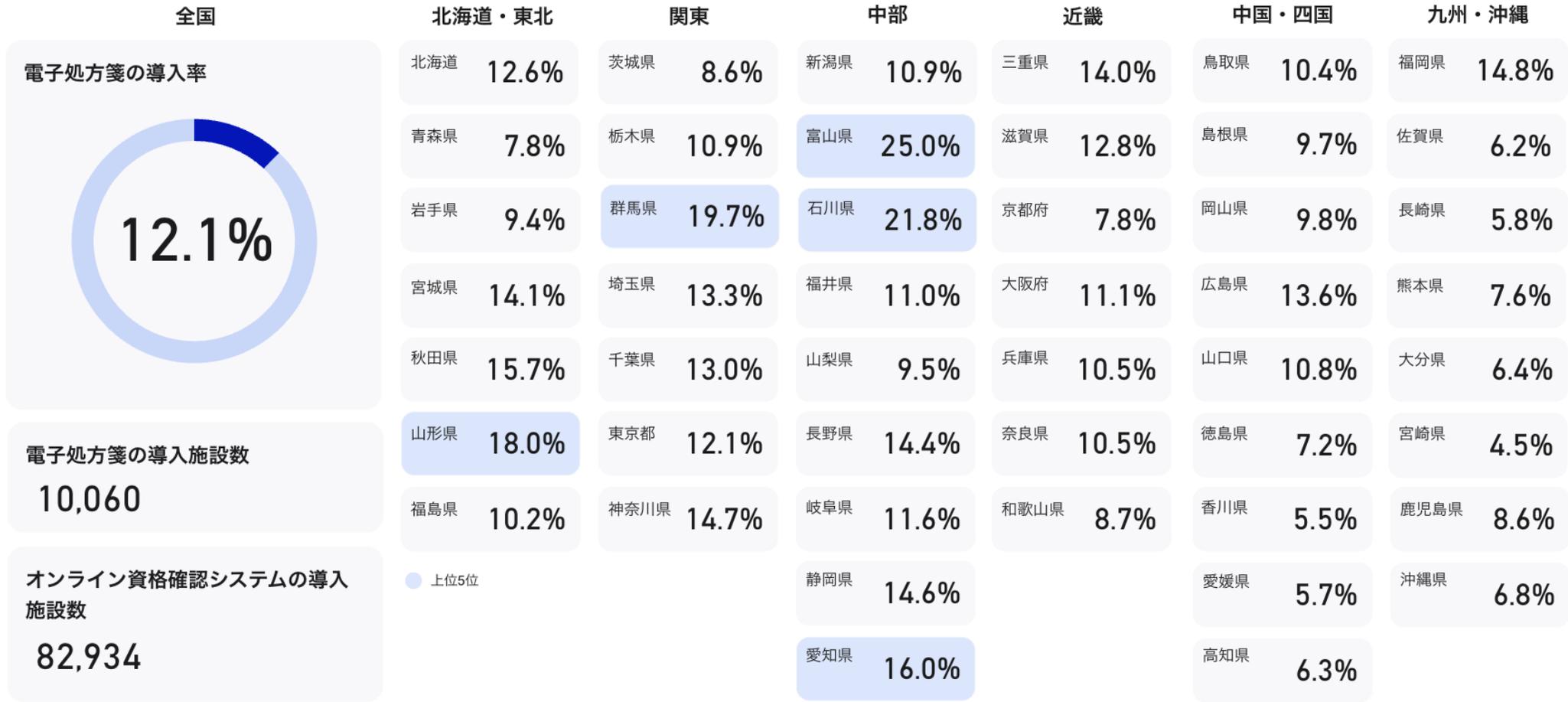


電子処方箋の導入施設数
416

オンライン資格確認システムの導入施設数
8,001

都道府県毎の電子処方箋の導入状況

- すべての施設
- 病院
- 医科診療所**
- 歯科診療所
- 薬局

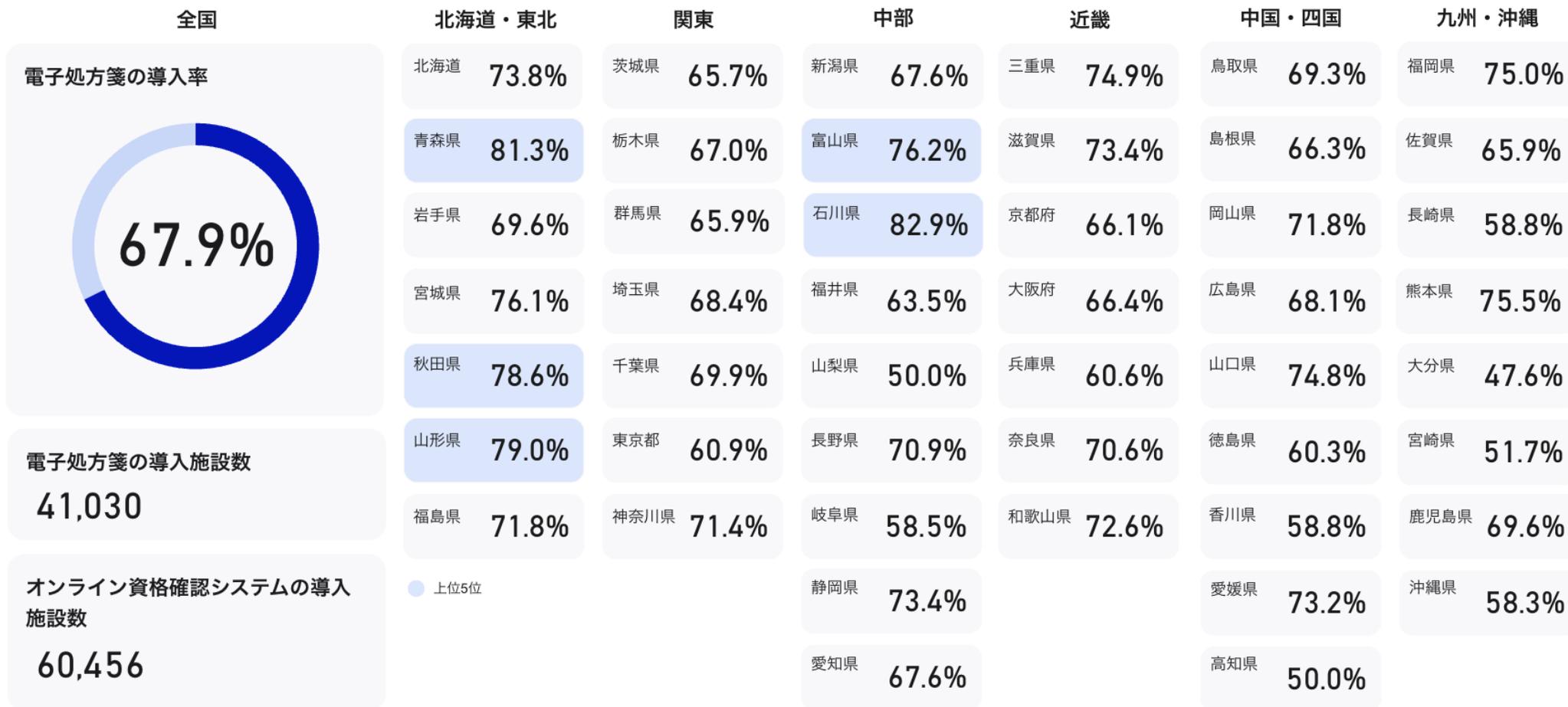


電子処方箋の導入施設数
10,060

オンライン資格確認システムの導入施設数
82,934

都道府県毎の電子処方箋の導入状況

- すべての施設
- 病院
- 医科診療所
- 歯科診療所
- 薬局**



テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公

🏠 [ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [健康・医療](#) > [医薬品・医療機器](#) > [電子処方箋](#)

電子処方箋

◆こちらは医療機関・薬局向け、医療機関等検索サイト運営者向けの情報です。
国民の皆さまは「国民の皆さま向けの情報」をご覧ください。

◆電子処方箋の手順書・マニュアル、利用申請、運用開始日入力、補助金申請等は、社会保険診療報酬支払基金医療機関等向け総合ポータルサイトをご確認ください。
(社会保険診療報酬支払基金が運営する医療機関等向け総合ポータルサイトにアクセスします。2025年2月時点のURLです。)

◆[医薬品マスタの点検報告を完了した医療機関・薬局はこちらからご確認ください。](#) [new]

◆[システム事業者の標準コード、単位入力に係る対応状況はこちらからご確認ください。](#) [new]



国民の皆さま向けの情報

👉 詳細を見る

▶ 政策について

▼ 分野別の政策一覧

▼ [健康・医療](#)

▶ [健康](#)

▶ [食品](#)

▶ [医療](#)

▶ [医療保険](#)

▶ [医薬品・医療機器](#)



電子処方箋の利用ケースやメリットを、
国民の皆さま向けにわかりやすく
ご紹介しています。

[詳細を見る](#)



医療機関等向けポータルサイト

電子処方箋導入事例

導入から運用、施設間での連携事例を紹介します

[詳細を見る](#)

**電子処方箋
対応医療機関・薬局の一覧**
(リフィル処方箋機能含)



**システム事業者の
電子処方箋対応状況**



**導入事例以外でも！
プレアポイドに繋がった
事例など、電子処方箋の
好事例を紹介します！**



**社会保険診療報酬支払基金
医療機関等向け
総合ポータルサイト**



**周知広報資材情報
ポスター・リーフレット等**



システムベンダ向け情報



▶ [生活衛生](#)

▶ [水道](#)

▶ [福祉・介護](#)

▶ [雇用・労働](#)

▶ [年金](#)

▶ [他分野の](#)

▶ [組織別の](#)

▶ [各種助成
度](#)

▶ [審議会](#)

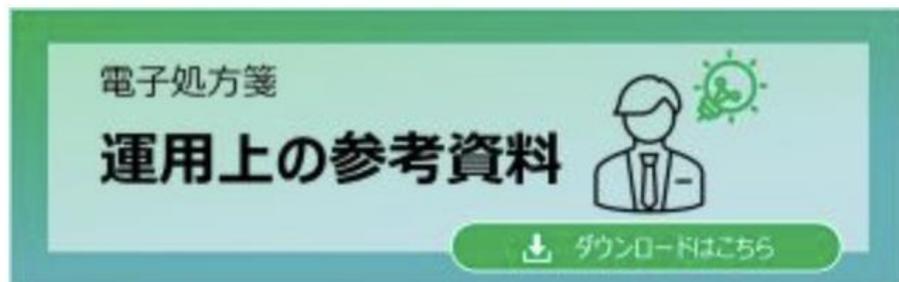
▶ [国会会](#)

▶ [予算お
要](#)

1.6 よくあるお問い合わせ（FAQ）・運用上の参考資料

電子処方箋の導入・運用にあたりよくあるお問い合わせとその回答を掲載しています。

- [電子処方箋に関するよくある質問（FAQ）（令和6年2月2日更新）](#) ※
-  [電子処方箋医療機関・薬局向け説明会よくある質問（抜粋）\[2.7MB\]](#) 



（※ 社会保険診療報酬支払基金が運営する医療機関等向け総合ポータルサイトにリンクします。2025年2月時点のURLです。）

医療機関等向け総合ポータルサイト

医療機関・薬局等の方 ▾

訪問看護ステーションの方 ▾

職域診療所の方 ▾

検索

No	目次	更新日
1	電子処方箋管理サービス対象	2025/1/23
2	電子処方箋に係る運用について	2025/1/23
3	データ項目	2025/1/23
4	重複投薬等のチェックについて	2025/1/23
5	電子処方箋導入に向けた準備/システム対応について	2025/1/23
6	電子署名（HPKI）について	2025/1/23
7	導入にあたっての補助金や費用について	2025/1/23
8	関連政策/制度について	2025/1/23
9	調剤済み処方箋の保存サービスについて	2024/10/2
10	NEW 電子処方箋システム一斉点検を踏まえた対応関係について	2025/1/28

電子処方箋の運用における注意事項 (電子処方箋管理サービスで使用する用法マスタについて)

- 電子処方箋管理サービスで管理する用法マスタ（以下、電子処方箋用法マスタ）と各医療機関・薬局で現在使用している用法マスタの紐付けの作業をお願いいたします。
- 電子処方箋用法マスタへの紐付けを行うことにより、医療機関・薬局の共通言語となり、意思疎通が円滑化します。

紐付けの手順

- ✓ 電子処方箋用法マスタへの紐付けについては、**まずはダミーコード以外が利用可能か確認ください。**



- ✓ 電子処方箋用法マスタで**記述ができない場合に**、ダミーコードを利用してください。

紐付けのイメージ



【参考】

医療機関等において用法マスタを準備する際の留意点等
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001119768.pdf>)

モデル事業参加医療機関等の用法マスタ事例を踏まえた用法コードの紐付けの事例集
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001119770.pdf>)

電子処方箋用法マスタへの用法コードの追加を希望する場合には、以下のURLより追加希望理由書を提出ください。

(https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010027)

電子処方箋及び紙の処方箋の取り扱いについて（薬局）

薬局における電子処方箋・紙の処方箋の取り扱いについて

		発行元：電子処方箋対応医療機関		発行元：電子処方箋非対応医療機関	
患者が薬局に 持参するもの (イメージ)					
	処方内容（控え） ※マイナンバーカード以外の方法で 資格確認を行う場合、 調剤には引換番号が必要。 引換番号は、処方内容（控え） 又はマイナポータルから確認が可能。	引換番号が 印字された 紙の処方箋	引換番号及び二次元 コードが印字された 紙の処方箋	紙の処方箋	二次元コードが 印字された 紙の処方箋
電子処方箋対応薬局	処方箋の原本	電子処方箋	紙の処方箋	紙の処方箋	
	電子処方箋管理 サービスから 取り出せるもの	電子処方箋 (処方箋原本)	処方箋情報提供ファイル	—	
	電子処方箋管理 サービスに 登録するもの	調剤結果情報 (電子署名必須)	調剤結果情報（電子署名任意）	調剤結果情報（電子署名任意）	

電子処方箋と紙処方箋の違い（薬局）

	電子処方箋に対応した薬局				電子処方箋未対応の薬局	
	電子処方箋		紙処方箋		紙処方箋	
調剤できる処方箋						
医療機関から処方箋の自動受信	×		×		×	
患者さんが来局前に引換番号を伝えておくことで、患者さんが来局する前に、薬剤師が電子処方箋管理サービスから電子処方箋を取り出し、調剤を開始すること	○		×		×	
来局前に引換番号を伝えておくことによる、薬局での待ち時間減少	○		×		—	
患者さんの資格確認方法	マイナンバーカード	資格確認書／健康保険証	マイナンバーカード	資格確認書／健康保険証、処方箋	マイナンバーカード、資格確認書／健康保険証、処方箋	
発行された処方箋の伝達方法	顔認証付きカードリーダーの「処方箋の種類を選択」の画面で「電子処方箋」を選択	受付窓口で処方内容（控え）を渡す ※薬局が使用するのは、処方内容（控え）に記載されている引換番号です。引換番号はQ9を参照ください。	顔認証付きカードリーダーの「処方箋の種類を選択」の画面で「紙処方箋」を選択	受付窓口で紙処方箋を渡す	受付窓口で紙処方箋を渡す	
薬局の受付窓口に出すもの	無	引換番号 ※引換番号が記載されている処方内容（控え）の提出でも可	紙処方箋	紙処方箋	紙処方箋	
薬剤師が確認できる患者さんの薬剤情報の期間 ※ 本人の同意がある場合に限る	直近～過去5年分	×	直近～過去5年分	×	約1ヶ月前～過去5年分	×
調剤予定の薬が服用している薬と重複投薬・併用禁忌に該当しないかシステム上でチェックすること	電子処方箋に対応した他の医療機関・薬局で処方・調剤された薬も対象にチェック可能		電子処方箋に対応した他の医療機関・薬局で処方・調剤された薬も対象にチェック可能		当該薬局で調剤した薬のみを対象にシステムでチェックしている場合も有	
電子処方箋管理サービスへの調剤情報への蓄積 ※ 医療機関・薬局が重複投薬・併用禁忌のチェックに活用します。患者さんもマイナポータルから確認できます。	○		○		×	
重複投薬・併用禁忌の防ぎやすさ	○		○		△	
薬剤師の調剤結果登録等業務効率化	○	○	△	△	×	×

電子処方箋を応需した時の流れ：

- ・ 患者様が、店頭で顔認証付きリーダーライターで受診する
（電子処方箋引換ナンバーを提示する）
「マイナンバーカードで受付する・電子処方箋データを許可する」
- ・ レセコンで「電子処方箋を受付する」
（自社は）処方箋の紙情報を印刷し、調剤室に回す
- ・ オンライン資格確認で保険・併用薬のチェックする
- ・ 調剤
- ・ 投薬
- ・ 電子処方箋格納サービスへ収納する。（HPKIカード使用）
- ・ **電子処方箋原本を保管する。（ベンダーごとに違う）（厚生省のクラウドサーバー使用）**
- ・ **調剤録の保管（店舗内・クラウド）**
（現時点では**紙媒体**でもいいし、**電子媒体**でも可能となっている）

2. 電子処方箋に係る運用について

- [「医療機関・薬局共通」について知りたい方はこちら](#)
- [「処方箋発行形態の選択」について知りたい方はこちら](#)
- [「処方箋発行」について知りたい方はこちら](#)
- [「処方箋受付・調剤」について知りたい方はこちら](#)
- [「処方・調剤情報の閲覧」について知りたい方はこちら](#)
- [「調剤結果取得」について知りたい方はこちら](#)
- [「リフィル処方」について知りたい方はこちら](#)
- [「口頭同意」について知りたい方はこちら](#)
- [「オンライン診療・服薬指導、処方箋事前送付」について知りたい方はこちら](#)
- [「訪問診療」について知りたい方はこちら](#)
- [「院内処方」について知りたい方はこちら](#)

Q15. 電子処方箋導入後はどのように調剤録を作成し、保管すればよいのでしょうか。

A15. 電子処方箋管理サービスに調剤結果ファイルを送付していただきますが、**調剤録に関してはこれまでどおり作成、保管してください。（紙でも、電子でも可能）**
電子処方箋原本の保管方法はレセコンによります（クラウド・PCほか）

Q16. ある薬局で処方箋の受付を行い、当該薬局のシステムに取り込まれた処方箋の電子ファイルを他の薬局で取り込むことはできますか。

A16. 他の薬局で受付された処方箋は、その他薬局では取り込めません。
ただし、受付をした薬局で処方箋の**受付を取り消す処理**を行うことで、他の薬局でも当該処方箋の受付ができるようになります。

Q17. 処方箋がどの薬局で受付されているか確認することはできますか。

A17. 対象の処方箋を発行した医療機関において処方箋状況確認を行うことで、対象の処方箋を受け付けた薬局を確認することができます。
薬局においては、医療機関と連携して確認等を行ってください。

○ 電子処方箋を持参した時の流れ：

→**処方内容（控え）あり**の場合；

①引換番号を入力し電子処方箋をダウンロードする。

→**処方内容（控え）なし**の場合；

②マイナンバー受付してもらい、電子処方箋を利用するを選択してもらう→レセコンで患者さんを呼び出す→電子処方箋をダウンロードする。

このときに、ベンダーにより仕組みが違い、マイナンバーカードでの電子処方箋の利用を選択した段階で、レセコンの受付で見ることができ、電子処方箋をダウンロードする。

一方、受付しても、レセコンで患者入力画面を呼び込まないとダウンロードできない仕組みのベンダーもある。

オンライン資格確認で、服用薬等の情報を確認する。

その後の対応ですが、

- ① 紙媒体を印刷して、調剤にかかる薬局と
- ② ipad等で画面を見ながら調剤する薬局に分かれている。

問い合わせがあったのですが、**処方内容（控）**の保管義務はないです。患者様に返却してください。

○ 疑義照会の手順について ・ 処方入力は本当に楽になるのか？

→今まであった、重複投薬や、禁忌投薬が入力段階で減るのですが、本人が受診時に話していない残薬等の疑義があります、手順は今と変わらないです。

また、処方入力は正確で、簡単になります。事務方で入力するときの間違いはありません。（今後、クリニックでもきちんと用法コードを厚生省のもので入れてもらうことが前提です）

○ FAX送信先と電子処方箋を渡した薬局が異なった場合の手順

→患者さんが来局した薬局から、fax送付先の薬局へ連絡して、ダウンロードした電子処方箋を一旦、電子処方箋管理サービスに、電子処方箋を取り消してもらう作業が必要になります。

どこの薬局へfaxしたのか不明な場合は、処方発行医療機関で、調査ができます。手間ですが調べてもらい、送付先へ取り消しの連絡を実施してください。

○ 電子処方箋の導入で一番苦労した点

→店舗で、電子処方箋が来たときにどういう手順なのかがわからなかった。
ベンダーにより、現状、違いがあります。受付方法やその後の調剤するときの情報の出し方など。実際に受付、流れを作ることが重要です。

○ サーバーやネットトラブルで困ったことはありませんか？

→サーバーダウン等は現状と同じです。

→現状、多少エラーが出ています。

複数の電子処方箋を持っていたり、公費ごとに発行されたり、臨時薬のみが紙処方箋になっていたりと、発行者側でも混乱があります。

先行している医療機関でも、おこっているので、今後クリニック等から出た場合はエラーが増えると思います。

そのためにも、近隣の医療機関クリニックから電子処方箋が出るときには、初めは「**引換番号付き紙処方箋**」を出してもらい、薬局側で正しく受診できているか、すり合わせが必要です。

医師とコミュニケーションをとってください。

医師会の方へも申し込みましたが、周知は難しそうです。

○ マイナンバーカードの持参率

→弊社では、現状、7・8割を超えて提示してもらっています。
早くに取得した方は、更新時期が来ているので、事前に判明した場合は説明してください。
今後、施設の患者や、在宅の患者のカード利用をどうするかが問題になってきます。

○ 在宅での電子処方箋の受け取りの流れを知りたい。

→処方内容（控）か引換番号を医療機関から貰えば、調剤できます。
薬局のオンライン資格確認システムで、遠隔にて携帯電話使用し、マイナンバーの読み込みができる様になっている

○ 処方医からのコメントでやり取り出来るというが、その活用例は？
→現状、あまり使われていません

○ オンライン診療との相性は？

→相性はいいと思います。医療機関から、あるいは、患者から、引換番号を知らせてもらう必要があります。現状、電話でも問題ないようです。
引換番号がわかれば、すぐに調剤にかかってかまいません。
以前のfaxの様に準備するのとは違い、調剤できます。



電子処方箋システムを利用することで、 薬局からの伝達事項を医療機関で今後の診療に活用できます！

POINT：医療機関は、電子処方箋の調剤結果やコメント機能を確認することで、 薬局の服薬指導内容等を診療に活用可能！

薬局では、調剤した処方箋に対する調剤結果情報を電子処方箋管理サービスに登録しています。医療機関は、登録された調剤結果情報から、調剤を行った薬剤師名や処方を行った医師名が確認できるため、問い合わせが必要な場合もスムーズに行うことができます。また、医療機関は、薬局からコメント機能を通して共有された情報も、次回以降の診療に活用することができます！

【参考】国家公務員共済組合連合会 吉島病院（広島県）

薬局からのコメントを診療に活用している事例

事例1

吉島病院では、患者が電子処方箋未対応の医療機関等で処方・調剤された併用薬を確認する目的で、吉島病院で発行した処方箋を受ける可能性がある薬局に対し、薬剤師からも「吉島病院に行く際は、医師に併用薬を伝えること」「吉島病院では併用薬を考慮した処方をしており、併用薬に注意していただくこと」を患者に伝えるよう依頼している。そして、当該薬局から電子処方箋のコメント機能で、医師の依頼を踏まえた服薬指導を行った旨とその内容を共有頂いたため、**病院-薬局の連携が取れた患者対応**ができた。

事例2

薬局が、疑義照会を行った結果を**コメント機能（※）で記録したものを、次回の処方時に確認**することができた。（事例3の薬局からの伝達事項確認画面）

（※）疑義照会結果の入力については、薬局で「疑義照会結果レコード」に登録することで、医療機関に共有できます。

事例3

前回から処方内容に変更がなかった患者について、経過が問題ないかを薬局でヒアリングし、**聞き取った内容をコメント機能で共有いただいたため、次回以降の診察に活かす**ことができた。
（具体的事例）アルツハイマー型認知症における認知症症状の進行抑制目的でドネペジル錠3mg開始。1週経過後に来局。忍容性の経過追跡にて、同量で継続。その後、問題ないことが確認され、維持量5mgで投与となる。日常生活を維持しながら、治療が継続されている。

調剤年月日		
薬局		
薬剤師		
医師		
処方内容	Rp.1 ドネペジル塩酸塩OD錠3mg「サワイ」	1錠
	◆一般名称:【般】ドネペジル塩酸塩口腔内崩壊錠3mg	
	1日1回 朝食後	56日分
服用注意		
伝達事項	重要:【般】ドネペジル塩酸塩口腔内崩壊錠3mg 投与開始から1W経過しており、 また、3mgでのさらなる56日追加指示となっているが、問題ない旨確認済。	
備考	正しい飲み方は薬袋等をご覧ください。	
疑義照会結果		

今後の要望



電子カルテシステム上で、**伝達事項が記載された患者一覧を表示させる機能や重要度等を示す機能**があれば、運用の手間が更に削減できると考えています。

調剤結果閲覧やコメント機能を診療等に活用することで、より安心安全な医療を提供できます。

○ HPKI電子証明書は薬剤師が全員持たないといけないのか？

→薬局によっては、薬剤師全員がHPKIカードを所有していなく、セカンド認証の方や、マイナンバーカードでの対応の方もいますが、基本的に「**薬剤師資格証**」ですので、全員が持つ必要があります。

電子処方箋の管理サービスに格納するタイミングですが、調剤済みになったのちできるだけ速やかに登録してください。（可能なら当日中にお願ひします）

電子処方箋の原本保管に対してですが、ベンダーにより変わっているのが現状です。各ベンダーの指定する「クラウドサービス」を利用するか「ホストPC」に残すか、厚生省が推奨する「クラウドサービス」に保管するか、の方法があります。

現状、医師も全員カードを持っているのでは無い為に、セカンド認証が使用されています。

今後、セカンド認証は有料になるのですが、各外来でリーダーライターを設置することができない場合はセカンド認証の継続は必要になります。

同様に、薬局でも薬歴簿とレセコンが違う場合の登録方法など課題が残されています。

○ 1枚の処方せんで2~3個の引換番号あり対応できないで困っている???

→内容を送ってもらったが、2枚の電子処方箋が出ている状況で、理論上正しい作業をされていますが、動作がおかしいので、ベンダーにチェックしてもらう必要があります。

→複数の番号を持ち、処方箋が複数ある場合は、「**全て一緒にする**」、の作業が必要です。
ベンダーに実施方法を聞いてください

電子処方箋の場合の特殊な例です。

引換番号が2個ある、同じ処方医で同日処方の場合。

両方ともそれぞれでの入力して、から、合算して、調剤録と負担金金額を出し。

投薬後、電子処方箋格納サービスへ登録する。必要があります。

一つずつでは登録できません。合算後登録すると、二つの電子処方箋が登録できます。

合算の仕方は使用のレセコンで少しずつ違いますので、各ベンダーに確認してください。

ただ、紙処方箋は、通常通りに入力し紙処方箋として格納サービスへ登録してください。

発行元：電子処方箋対応医療機関

<p>処方内容(控え)</p> <p>引換番号: 123456</p>  <p>マイナンバーカードをお持ちの方は上記の引換番号を画面に表示してください</p> <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>処方内容</th> <th>処方数量</th> </tr> <tr> <td>アムピシリン</td> <td>200mg</td> <td>200mg 4回 2回</td> </tr> </table> <p>この処方箋は、調剤(処方)されたマイナンバーカードにのみ有効です。調剤されたマイナンバーカードの裏面に「1」のマークが印刷されています。本処方箋は、調剤されたマイナンバーカードの裏面に「1」のマークが印刷されています。本処方箋は、調剤されたマイナンバーカードの裏面に「1」のマークが印刷されています。</p> <p>【処方内容】</p> <p>処方内容</p> <p>処方内容</p> <p>処方内容</p>	品名	処方内容	処方数量	アムピシリン	200mg	200mg 4回 2回	<p>処方箋</p> <p>引換番号123456</p> 	<p>処方箋</p> <p>二次元コード</p> 
品名	処方内容	処方数量						
アムピシリン	200mg	200mg 4回 2回						
<p>処方内容(控え)</p> <p>※マイナンバーカード以外の方法で資格確認を行う場合、調剤には引換番号が必要。引換番号は、処方内容(控え)又はマイナポータルから確認が可能。</p>	<p>引換番号が印字された紙の処方箋</p>	<p>引換番号及び二次元コードが印字された紙の処方箋</p>						

○ 処方箋**控**（ひかえ）の様式がもっとみやすくなる(レシピがまとまる、用法が記載される、年齢が表示されるなど)予定はないか。

→控えは、患者様の確認用です。あくまでも完全ペーパーレスにするまでの繋ぎです。その意味合いでは、改善されないと思います。

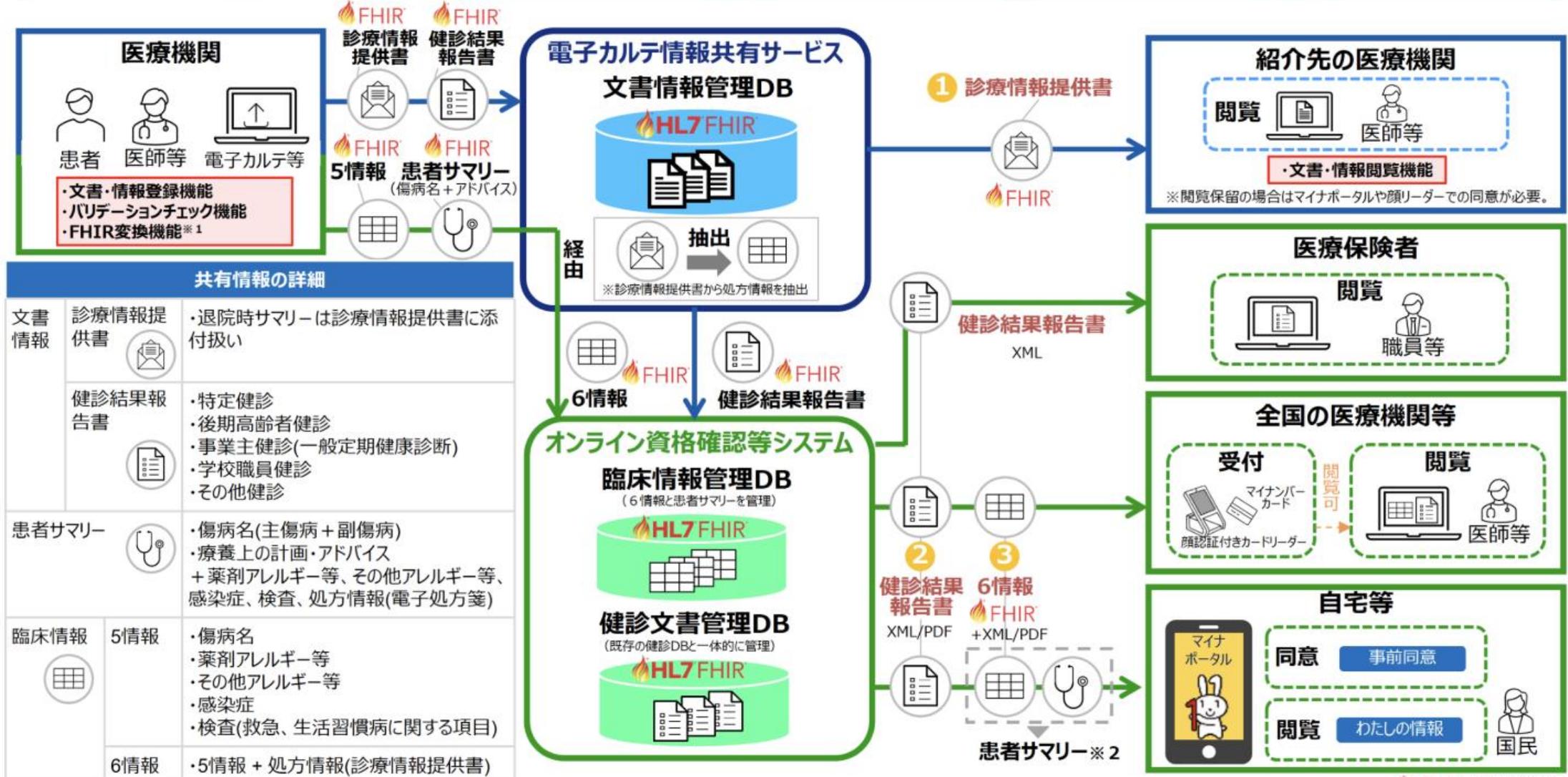
○ 電子処方箋が受付端末に反映されるまでの時間がもっと短くならないか？

→入力後、すぐに反映されていますが・・・？

○ 採血結果などを載せている紙処方箋と同様に数値を添付することはできますか？

→その方向で今進めています。
医療機関の電子カルテ情報が共有できるようになる方向です。

登録 保存管理 取得・閲覧



※1 : FHIR変換機能 : FHIRとは、HL7-FHIR (Fast-Healthcare-Interoperability-Resources) の略称であり、医療情報交換の次世代標準フレームワーク。電子カルテ情報共有サービスで取り扱う情報のデータフォーマットはこの規格に準拠するため、本サービスに登録するデータは、当該規格へ変換される必要がある。

※2 : その他、国民向けサービスとして、患者サマリー(👤療養上の計画・アドバイス+ 📄6情報)を本人等が閲覧できるサービスもあり

HL7 FHIRは、HL7協会の登録商標です

補助対象範囲

○ 引換番号が事前に分からない患者さんにどう対応されているか？
事前に処方分が分からず、薬の不足、時間がかかる時はどうするのか？

→紙処方箋の場合と同様です。従来から来局されている患者様には、
引換番号を事前に連絡いただく形で依頼実施。（faxでも、アプリでも）

○ 患者さんや医療機関との間で起こり得るトラブルやその対処

→番困るのは、**患者様を迷わすこと**です。
病院から電子処方箋で出されたものを、薬局が原因で受付できないことが一番困ります。
疑義が必要な時は、従来と同様に待っていただく形になります。
電子処方箋の情報が正しくない時の問題（初めに引換番号付き処方箋で修正しておくこと）

○ 電子処方箋の枚数が少ない

→石川県でもまだまだ少ないです

○ 一度他の薬局で処方箋を出したが薬が無く当店で受付調剤したが、引換番号を入れても重複で拒否される。この場合の対処方法は？（最初に受けた薬局は不明）

→処方箋の発行した医療機関で、調べることができます。
患者さんがどこの薬局で一度処方箋を出したかは分かるのではないのでしょうか？
判別すれば、そこの薬局へ連絡して、取り消し処理をしてもらってください。

○ 電子処方箋のトラブルの問い合わせはまずはレセコンメーカーでいいのか、想定されるトラブルの対応先などが多く、どこにどうまず確認すべきか？

→まずどうしていいか不明なときは、ベンダーに確認してください。
その後、判断が効かない時は、各県の電子処方箋担当役員がいると思いますので、そちらで確認していただくことがいいと思います。北陸三県で共有することもできます。

○ ジェネリック変更や一般名の報告などは、調剤登録をすることで、実際、石川県では必要でなくなってきたのか？

→最近、大きな病院や、開業医でも、変更に関する連絡は不要となったところがあります。

ここで話したことは、現時点での話です。

日々進化しているので、受付画面が変わったり、手順が変わったりすることは当たり前と考えて、対応しましょう。
実際の運用方法は、各店で検討が必要です。

重要な問題事象に対しては、厚生省に直接伝えますので、気になったことがあれば、各市薬剤師会等に情報集めて、金沢市薬剤師会に送って貰えばいいと考えます。

ありがとうございました。